

(2) 国における自殺予防対策の取組状況等

調査の結果	説明図表番号
<p>ア 自殺対策基本法制定以前の自殺予防対策に係る取組</p> <p>平成 10 年に我が国における年間自殺者数が 3 万人を超えたことから、厚生労働省（旧厚生省）は、「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）の推進について」（平成 12 年 3 月 31 日付け厚生事務次官通知）において、国民の保健医療対策上重要となる課題について平成 22 年度を目途とした目標を定め、健康づくり運動を総合的に推進していくこととし、その具体的な目標の一つとして、平成 10 年の自殺者数（厚生労働省の「人口動態統計」による自殺者数 31,755 人）を平成 22 年に 22,000 人以下に減少させることとした。</p> <p>しかし、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「基本法」という。）の制定及び自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定。以下「大綱」という。）の策定までは、国全体としての自殺予防対策に関する取組についての基本的な方針等は策定されておらず、各府省において、自殺予防対策に関係するとみられる取組をそれぞれ実施していた。</p>	<p>表 1-(2)-①</p>
<p>イ 基本法等に基づく自殺予防対策に係る取組</p>	
<p>(7) 基本法の制定及び大綱の策定</p> <p>平成 17 年 7 月、参議院厚生労働委員会において、「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が全会一致で行われ、さらに、自殺予防活動や遺族支援に取り組んでいる民間団体等から強い要望があったことなどから、自殺を個人の問題ではなく社会全体の問題として捉え、政府が一体となって実効性のある自殺対策を総合的に推進するため、平成 18 年、基本法が制定された。</p>	<p>表 1-(2)-②</p>
<p>基本法は、自殺対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止を図り、併せて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。</p>	<p>表 1-(2)-③</p>
<p>基本法第 20 条の規定に基づき、平成 18 年 10 月、自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整、自殺対策に関する重要事項の審議、自殺対策の実施の推進等のため、内閣府に特別の機関として「自殺総合対策会議」が設置されるとともに（注 1）、同法第 8 条の規定に基づき、平成 19 年 6 月、政府が推進すべき自殺対策の指針として大綱が策定された。</p>	<p>表 1-(2)-④</p>
<p>また、当省においては、平成 17 年 4 月から 11 月に「自殺予防に関する調査」を実施し、その結果に基づき、同年 12 月、自殺予防対策に係る行政上の課題を関係府省に通知している。</p>	<p>表 1-(2)-⑤</p>
<p>（注 1）国の自殺予防対策に関しては、内閣府が中心となり、国、地方公共団体、民間団体等の相互の密接な連携の下、自殺総合対策を推進することを明らかにするため、平成 19 年 4 月 1 日、内閣府に「自殺対策推進室」が設置され、大綱に基づき、</p>	

自殺総合対策を本格的に推進することとなった。

(4) 大綱に基づく各府省の自殺予防対策の取組等

大綱においては、基本法に規定された基本的施策に沿って、特に集中的に取り組むべき施策として9項目 50 事項の重点施策が掲げられるとともに、「自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める」とされた。また、自殺対策の数値目標としては、「平成 28 年までに、平成 17 年の自殺死亡率を 20%以上減少させる」ことが掲げられた。さらに、大綱自体については、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う」こととされた（注2）。

（注2）大綱の具体的な見直し時期については、平成 23 年3月開催の自殺総合対策会議において、「24 年春を目途に、新しい大綱の案の作成を行う」ことが決定された。

内閣府では、各府省それぞれの施策のうち、大綱に掲げられた自殺予防対策の重点施策に関連するものとして報告を受けた施策の取組状況等について、毎年度、「自殺対策白書」（注3）として取りまとめ、公表している。

「平成 23 年版自殺対策白書」（平成 23 年6月 10 日閣議決定）において、平成 22 年度の取組状況として掲記されている施策数は 11 府省の 137 施策（当初予算額は約 140 億 5,800 万円）、23 年度の取組状況及び実施予定として掲記されている施策数は 11 府省の 132 施策（当初予算額は約 149 億 6,400 万円）（注4）となっている。

（注3）基本法第 10 条において「政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。」とされており、これに基づき、内閣府は毎年度「自殺対策白書」を取りまとめ、公表している。

（注4）内閣府が毎年度取りまとめている「自殺対策関係予算額」では、各府省が実施する事業のうちの一部が自殺予防対策に係る施策であって、当該施策のみの予算額を把握することができない場合、これらの額は合計額に計上されておらず、上記の当初予算額についても同様の方法により集計した。

なお、平成 23 年度については、上記施策のほか、東日本大震災関連等として、5 府省の 11 施策（約 209 億 8,100 万円）が補正予算として計上されている。

なお、上記の自殺予防対策に関連する施策に係る予算額と、同様に内閣府が各府省の施策の取りまとめを行っている交通安全対策に関連する予算額とを比較すると、平成 23 年度当初予算額で、自殺予防対策が約 149 億 6,400 万円に対して交通安全対策が約 2,979 億 4,000 万円となっている（平成 23 年の自殺者数は 3 万 651 人、道路交通事故による死者数は 4,612 人（注5））。

（注5）道路交通事故による負傷者数については公表されている（平成 23 年が 85 万 4,493 人）が、自殺未遂者数については自殺者数の 10 倍以上ともいわれるものの実態は不明である。

また、大綱において、「本大綱に基づく施策の実施状況の評価及びこれを

表 1-(2)-⑤（再掲）

表 1-(2)-⑥

表 1-(2)-⑦

表 1-(2)-⑧

表 1-(2)-⑨-i、ii

表 1-(2)-⑩

<p>踏まえた施策の見直し、改善等についての検討に民間有識者等の意見を反映させる仕組みを作り、総合的な自殺対策の推進につなげる」とされたことを受け、平成 20 年 1 月 31 日、自殺総合対策会議の下で独立行政法人国立精神・神経医療研究センター総長を座長とし、民間有識者等で構成される「自殺対策推進会議」を開催することとなった。同会議は、平成 24 年 1 月までに 15 回開催されている。</p>	<p>表 1-(2)-⑪-i、 ii</p>
<p>さらに、上記の参議院厚生労働委員会における決議の中で、「情報の収集・発信等を通じ、関係府省が行う対策を支援、促進し、地方公共団体や日夜相談業務等に携わっている民間団体等とも密接に連携を取りながら、総合的な対策を実施していく「自殺予防総合対策センター（仮称）」を設置すること」とされたことを受け、平成 18 年 10 月 1 日、国立精神・神経センター精神保健研究所（22 年 4 月から独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに改組）に「自殺予防総合対策センター」が設置され、自殺予防対策に関する情報の収集・発信、各種調査・研究等の業務を行っている。</p>	<p>表 1-(2)-②（再掲） 表 1-(2)-⑫-i、 ii</p>
<p>ウ 大綱策定後の自殺予防対策をめぐる動き</p>	
<p>(7) 大綱の見直し</p>	
<p>平成 19 年 6 月の大綱策定以降、関係府省、地方公共団体、民間団体等が連携して自殺予防対策に係る取組を推進することとなったが、年間自殺者数はその後も 3 万人を超える状況であったため、政府は、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、「最近の自殺の動向を踏まえ、自殺総合対策大綱を見直す」こととした。これを受け、平成 20 年 10 月、自殺総合対策会議において、自殺予防対策の実施状況や自殺の動向を踏まえ、自殺予防対策の一層の推進を図るために当面強化し、加速化すべき施策として「自殺対策加速化プラン」（平成 20 年 10 月 31 日自殺総合対策会議決定）が策定された。</p>	<p>表 1-(2)-⑬</p>
<p>同プランには、①うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進、②インターネット上の自殺関連情報対策の推進、③国において硫化水素による群発自殺のような特異事案の発生等への対応体制を整備するとともに、市町村においても自殺対策担当部局が設置されるよう働きかけを進めることなど、大綱に明記されていない項目が盛り込まれた。また、これら新規項目については、同プランの決定と同日、大綱の一部改正により大綱にも盛り込まれた。</p>	<p>表 1-(2)-⑭</p>
<p>(4) 内閣府における自殺予防対策のための取組</p>	
<p>内閣府においては、大綱の改正後も政府一体となった総合的な自殺予防対策の推進のため、以下のとおり、継続的に様々な取組を実施している。</p>	
<p>i) 自殺対策緊急戦略チームにおける検討</p>	
<p>平成 21 年 11 月、厳しい自殺の現状が続いていることを踏まえ、自殺</p>	

<p>対策を担当する内閣府政務三役と有識者からなる「自殺対策緊急戦略チーム」を立ち上げ、平成 21 年度末に向けて必要と考えられる緊急対策として、「自殺対策 100 日プラン～年末・年度末に向けた「生きる支援」の緊急的拡充へ～」（平成 21 年 11 月 27 日自殺対策緊急戦略チーム。以下「自殺対策 100 日プラン」という。）を取りまとめた。</p>	表 1-(2)-⑮
<p>ii) 地域自殺対策緊急強化基金の創設</p>	表 1-(2)-⑯
<p>年間自殺者数が 3 万人を超える状況が続いていることや、厳しい経済情勢を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティーネットとして地域における自殺対策を強化することが喫緊の課題となっていたことから、内閣府は、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等への支援を行うことを目的として「地域自殺対策緊急強化交付金」を交付することとし、平成 21 年度補正予算において 100 億円の予算を計上した。</p>	表 1-(2)-⑰
<p>同交付金は、内閣府から都道府県に対して交付された交付金により、都道府県が「地域自殺対策緊急強化基金」（以下「基金」という。）を造成し、平成 23 年度までの間、国が提示した①対面型相談支援事業、②電話相談支援事業、③人材養成事業、④普及啓発事業、⑤強化モデル事業及び⑥うつ病医療体制強化事業の中から地域の実情を踏まえて選択した事業を実施するために取り崩して活用するものである。</p>	表 1-(2)-⑱
<p>内閣府の集計によれば、平成 21 年度における基金を活用した事業の実績額は 13 億 3,287 万円となっている。このうち、都道府県の執行分は 47 都道府県における 9 億 5,087 万円、市町村の執行分は 467 市町村における 3 億 8,200 万円となっている。都道府県の執行分のうち、都道府県から民間団体等に対し補助金として交付された額は 1 億 4,600 万円（15.4%）となっている。</p>	表 1-(2)-⑲
<p>また、22 年度当初における基金を活用した事業の計画額は 37 億 7,630 万円（21 年度実績の約 2.8 倍）となっており、このうち、都道府県の計画分は 47 都道府県における 24 億 2,222 万円（同約 2.5 倍）、市町村の執行分は 1066 市町村における 13 億 5,408 万円（同約 3.5 倍）となっている。都道府県の計画額のうち、都道府県から民間団体等に対し補助金として交付予定の額は 4 億 5,200 万円（18.7%）となっている。</p>	表 1-(2)-⑳
<p>iii) 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定</p>	表 1-(2)-⑲
<p>自殺対策 100 日プランにおける指摘事項を踏まえ、平成 22 年 2 月、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成 22 年 2 月 5 日自殺総合対策会議決定）を策定した。</p>	表 1-(2)-⑲
<p>同プランにおいては、例年、月別自殺者数が最も多い 3 月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係団体等との連携による重点的な広報啓発活動の実施や、関係施策の強力な推進などが掲げられるとともに、相談・早期対応体制の充実・強化、状況分析や実態解明による効</p>	表 1-(2)-⑲

<p>果的な対策の実施などが盛り込まれた。</p> <p>iv) 自殺対策タスクフォースにおける検討</p> <p>平成 22 年の年間自殺者数について、13 年ぶりに 3 万人を下回ることを目指し、必要な緊急対策を機動的に実施することを目的として、同年 9 月 7 日、内閣府特命担当大臣（自殺担当）、国家公安委員会委員長及び厚生労働大臣を共同座長とし、関係府省の副大臣等で構成される「自殺対策タスクフォース」が自殺総合対策会議に設置（注 6）され、同日、「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」（平成 22 年 9 月 7 日自殺対策タスクフォース決定。以下「タスクフォース決定」という。）を策定した。</p> <p>（注 6）当初、タスクフォースの設置期限は、平成 23 年 3 月 31 日までとされていたが、23 年 3 月開催の自殺総合対策会議において、設置期限を 1 年間延長し、24 年 3 月 31 日までの間設置されることが決定された。</p> <p>さらに、平成 24 年 3 月開催の自殺総合対策会議において、設置期限を 1 年間延長し、25 年 3 月 31 日までの間設置されることが決定され、引き続き 24 年の自殺者数を可能な限り減少させるよう取り組むこととなった。</p> <p>タスクフォース決定においては、①相談体制の充実、②全国的な啓発活動の展開と情報提供の一層の強化、③推進体制の強化等の各施策を各府省において着実に実施することとされた。また、内閣府経済社会総合研究所に「分析班」を置き、警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも含めて詳細な分析等を行い、その結果を順次公表するとともに、自治体等に対して情報提供を行うこととされている。</p> <p>なお、自殺対策タスクフォースでは、各府省から、タスクフォース決定に基づく取組状況の報告を受け、平成 23 年 2 月 9 日、「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」の実施結果」として取りまとめ、公表を行っている。</p> <p>v) 「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム」の設置</p> <p>平成 23 年 1 月、最小不幸社会の実現に向けて、地域や民間の多様な知見を借りつつ、「孤立化」の実態を明らかにするとともに、セーフティネットの強化を含めた「社会的包摂」を推進するため、内閣官房副長官を座長とする「一人ひとりを包摂する社会」特命チームを設置し、自殺予防対策を含む「社会的包摂」を推進するための戦略を策定することとしているが、平成 23 年 8 月以降の活動実績はない。</p> <p>vi) 「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」の設置</p> <p>大綱は、策定後おおむね 5 年を目途に見直しを行うこととされており、新たな大綱において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体等との協働を一層進めるため、平成 23 年 11 月 29 日、「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」を設置している。</p>	<p>表 1-(2)-⑳-i、 ii</p> <p>表 1-(2)-㉑</p> <p>表 1-(2)-㉒-i、 ii</p> <p>表 1-(2)-㉓-i、 ii</p>
---	---

表 1 - (2) - ① 「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）の推進について」（平成 12 年 3 月 31 日付け厚生省発健医第 115 号都道府県知事、政令市長、特別区長あて厚生事務次官通知）＜抜粋＞

第三 目標等について		
2 設定の考え方		
(3) 休養・こころの健康づくり		
こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素である。		
<u>目標は、ストレスの低減、睡眠の確保及び自殺者の減少について設定する。</u>		
(別表)		
3 休養・こころの健康づくり		
<u>自殺者の減少</u>		
3.4 <u>自殺者の減少</u>		
指標の目安		
<u>[自殺者数]</u>	<u>現状*</u>	<u>2010 年</u>
3.4a 全国数	<u>31,755 人</u>	<u>22,000 人以下</u>
*：平成 10 年厚生省人口動態統計		

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ② 参議院厚生労働委員会による「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」（平成 17 年 7 月 19 日）

警察庁が公表した「平成 16 年中における自殺の概要」によると、我が国では昨年 1 年間に 3 万 2,325 人が自ら命を絶っており、7 年連続で 3 万人を上回っている。また、人口 10 万人当たりの自殺死亡率は、我が国では 25.3 人となっている。欧米の先進諸国と比較すると、我が国の自殺死亡率は突出して高い。さらに、自殺未遂は既遂の 10 倍以上あると言われており、年間自殺者が 3 万人を上回るということは、未遂者が 30 万人以上いると推計される。また、自殺や自殺未遂により、遺族や友人など周囲の少なくとも数人が深刻な心理的影響を受けるとされており、全国で毎年、百数十万人の人々が自殺問題に苦しんでいることになる。

政府は、平成 13 年度から自殺予防対策費を予算化し、相談体制の整備、自殺予防のための啓発、調査研究の推進等の対策に取り組んできた。平成 14 年には、自殺防止対策有識者懇談会が「自殺予防に向けての提言」を取りまとめ、包括的な自殺防止活動の必要性を訴えている。しかしながら、その施策が個人を対象とした対症療法的なものに偏っていたこともあり、その後も自殺者数は、なお高い水準にある。

多くの自殺の背景には、過労や倒産、リストラ、社会的孤立やいじめといった社会的な要因があると言われている。我々は、世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言していることを踏まえ、自殺を「自殺する個人」の問題だけに帰すことなく、「自殺する個人を取り巻く社会」に関わる問題として、自殺の予防その他総合的な対策に取り組む必要があると考える。

政府においても、このような認識の下に、これまでの自殺防止関連施策が十分に効果を発揮していない現状を検証し、自殺による死亡者数の減少と自殺死亡率の引下げを図るとともに、自殺した人の遺族や自殺未遂者に対するケアの充実を図るため、次の事項について、緊急かつ積極的に施策を推進することによって、自殺問題に関する総合的な対策を講ずるべきである。

- 一、政府は、自殺問題に関し、総合的な対策を推進するため、関係府省が一体となってこの問題に取り組む意志を明確にするとともに、対策の実施に当たって総合調整を進める上で必要な体制の確保を図ること。
- 二、効果的な自殺予防対策を確立するため、自殺問題に関する調査研究や情報収集・発信等を行う拠点機能の強化を図るとともに、自殺の原因について、精神医学的観点のみならず、公衆衛生学的観点、社会的・文化的・経済的観点等からの多角的な検討を行い、自殺の実態の解明に努めること。
- 三、自殺問題全般にわたる取組の戦略を明らかにし、個人を対象とした対策とともに社会全体を対象とした対策を重点的かつ計画的に策定し、その実施に必要な予算の確保を図ること。
- 四、情報の収集・発信等を通じ、関係府省が行う対策を支援、促進し、地方公共団体や日夜相談業務等に携わっている民間団体等とも密接に連携を取りながら、総合的な対策を実施していく「自殺予防総合対策センター（仮称）」を設置すること。
- 五、自殺した人の遺族や自殺リスクの高い自殺未遂者に対する支援については、プライバシーへの配慮を含め、万全を期すこと。その際、全国で百万人を超えると言われる遺族や自殺未遂者に対する心のケアが自殺の社会的・構造的要因の解明や今後の自殺予防に資することの意義についても、十分認識すること。

右決議する。

表 1 - (2) - ③ 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）＜抜粋＞

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（注）下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ④ 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）＜抜粋＞

（設置及び所掌事務）

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第八条の大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（組織等）

第二十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（注）下線は当省が付した。

表1-(2)-⑤ 「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定、平成20年10月31日一部改正)
＜抜粋＞

<p>第4 自殺を予防するための当面の重点施策</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自殺の実態を明らかにする<ol style="list-style-type: none">(1) 実態解明のための調査の実施(2) 情報提供体制の充実(3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進(4) 児童生徒の自殺予防についての調査の推進(5) うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発(6) 既存資料の利活用の促進2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す<ol style="list-style-type: none">(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施(3) うつ病についての普及啓発の推進3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する<ol style="list-style-type: none">(1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上(2) 教職員に対する普及啓発等の実施(3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上(4) 介護支援専門員等に対する研修の実施(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施(6) 地域でのリーダー養成研修の充実(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上(9) 研修資材の開発等(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進4. 心の健康づくりを進める<ol style="list-style-type: none">(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備5. 適切な精神科医療を受けられるようにする<ol style="list-style-type: none">(1) 精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実(2) うつ病の受診率の向上(3) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】(4) 子どもの心の診療体制の整備の推進(5) うつ病スクリーニングの実施(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進(7) 慢性疾患患者等に対する支援6. 社会的な取組で自殺を防ぐ<ol style="list-style-type: none">(1) 地域における相談体制の充実(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等
--

- (4) 経営者に対する相談事業の実施等
 - (5) 法的問題解決のための情報提供の充実
 - (6) 危険な場所、薬品等の規制等
 - (7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
 - (8) インターネット上の自殺予告事案への対応等
 - (9) 介護者への支援の充実
 - (10) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
 - (11) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知
7. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- (1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実
 - (2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援
8. 遺された人の苦痛を和らげる
- (1) 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援
 - (2) 学校、職場での事後対応の促進
 - (3) 遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進
 - (4) 自殺遺児へのケアの充実
9. 民間団体との連携を強化する
- (1) 民間団体の人材育成に対する支援
 - (2) 地域における連携体制の確立
 - (3) 民間団体の電話相談事業に対する支援
 - (4) 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援

第5 自殺対策の数値目標

平成28年までに、平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させることを目標とする。

なお、自殺対策の目的は、一人でも多くの自殺を考えている人を救うことであり、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大綱の見直し期間にかかわらず、数値目標を見直すものとする。

第6 推進体制等

- 1. 国における推進体制
- 2. 地域における連携・協力の確保
- 3. 施策の評価及び管理

自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等の評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

このため、内閣官房長官の下に、本大綱に基づく施策の実施状況の評価及びこれを踏まえた施策の見直し、改善等についての検討に民間有識者等の意見を反映させる仕組みを作り、総合的な自殺対策の推進につなげる。

- 4. 大綱の見直し

本大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格にかんがみ、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ⑥ 自殺予防対策に係る施策に係る施策数及び予算額（平成 22 年度及び 23 年度）

表 各府省における自殺予防対策に係る施策に係る施策数及び予算額（平成 22 年度及び 23 年度）

（単位：施策、千円）

府省名	平成 22 年度		平成 23 年度	
	施策数	予算額	施策数	予算額
内閣府	22	164,777	19	226,021
警察庁	7	0 (注)	7	0 (注)
金融庁	6	278,079	6	278,517
消費者庁	2	0 (注)	4	0 (注)
総務省	5	55,244	6	52,740
法務省	4	121,416	4	117,839
文部科学省	15	168,843	14	123,084
厚生労働省	60	6,418,278	59	8,281,923
農林水産省	3	0 (注)	2	0 (注)
経済産業省	10	6,850,996	8	5,884,057
国土交通省	3	0 (注)	3	0 (注)
計	137	14,057,633	132	14,964,181

〔参考〕 自殺対策関係予算額の推移

（単位：千円）

年度	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
予算額	24,684,039	14,446,242	13,577,505	14,057,633	14,964,181

（注） 1 平成 19 年度から 21 年度の予算額は、内閣府が公表している「自殺対策関連予算（案）について」による。また、平成 22 年度及び 23 年度の予算額は、「平成 23 年版自殺対策白書」の「自殺総合対策大綱における施策の実施状況」及び「平成 23 年度自殺対策関係予算額（案）について」（平成 23 年 1 月内閣府自殺対策推進室）において掲記されている自殺予防対策に係る施策に係る予算額（当省の調査結果）の合計額である。

なお、「自殺対策関連予算（案）について」における予算額は、以下のとおり整理されている。

- i) 平成 19 年度の予算額：翌年度から新たに内数として整理された事業の予算額を含んだ額
 - ii) 平成 20 年度以降の予算額：翌年度から新たに内数として整理された事業の予算額を除いた額
 - iii) 各府省が実施する事業のうちの一部が自殺予防対策に係る施策であり、当該施策のみの予算額を把握することができない場合（当該施策の予算額が内数であるもの）については、当該事業全体の予算額は合計額には計上されていない。
- 2 「予算額」が「0円」と表記されているものは、当該施策の予算額が内数であるものを含む。
- 3 平成 23 年度は、本表に記載したもののほか、震災関連予算等として 209 億 8,139 万円が補正予算で計上されている。

表 1 - (2) - ⑦ 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）＜抜粋＞

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

（注）下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ⑧ 平成 23 年度補正予算が計上された自殺予防対策に関する施策

(単位：千円)

府省名	施策の実施状況	平成 23 年度 補正予算		備考
		予算額	備考	
内閣府	避難所生活が長引く中で被災者及び支援者に対する心のケアについての対策が重要であるとの観点から、各都道府県自殺対策主管課に対し、「東日本大震災に係る地域自殺対策緊急強化基金の活用について」（平成 23 年 4 月 6 日付け事務連絡）を发出し、各地方公共団体が平成 23 年度において地域自殺対策緊急強化基金により実施を計画した事業について、不要不急の事業を見直し、被災者支援に対する基金の活用について幅広く検討を行うよう依頼。 平成 23 年 7 月 8 日に開催した全国自殺対策主管課長等会議において、被災者支援等への同基金の活用について周知。	3,700,000		【第 3 次補正】 東日本大震災の影響は被災地域や被災者の避難先地域を始め、経済情勢の激変や社会不安の増大を通じて全国に広がっており、自殺対策を取り巻く状況は一段と厳しさを増していること等を踏まえ、平成 23 年度 3 次補正予算により同基金に 37 億円を積み増し
総務省	平成 23 年 5 月から、被災 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）を重点対象として、地元からの派遣要請に基づき、心のケアに関する専門家チーム（緊急時メンタルサポートチーム）を 16 件（岩手県 5 件、宮城県 6 件、福島県 5 件）派遣し、被災地の消防職団員を対象として、惨事ストレスの講義及び個別面談を実施。	18,863	内数	【第 3 次補正】 「東日本大震災復旧・復興に係る消防職団員の惨事ストレス対策に要する経費」として、「専門家の派遣」と「惨事ストレスセミナー等の開催」を一括計上されている（各施策単独での予算額は不明）。
	平成 23 年 12 月から、被災 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）及び全国各ブロックにおいて、「惨事ストレスに係るセミナー及び個別相談会」を開催。 ＜開催実績＞ ① 平成 23 年 12 月 12 日：岩手県会場 ② 平成 23 年 12 月 21 日：宮城県会場 ③ 平成 24 年 1 月 11 日：北海道会場 ④ 平成 24 年 1 月 20 日：福島県会場 ⑤ 平成 24 年 2 月 16 日：東京都会場 ⑥ 平成 24 年 2 月 24 日：大阪府会場 ⑦ 平成 24 年 3 月 6 日：福岡県会場 ⑧ 平成 24 年 3 月 9 日：愛知県会場 ⑨ 平成 24 年 3 月 16 日：広島県会場	18,863	内数	
法務省	避難所、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談を実施。	4,000	内数	【第 3 次補正】 「震災に伴う人権擁護活動事業」として一括計上されている（当該施策単独での予算額は不明）。
文部科学省	東日本大震災において被災した幼児児童生徒等の心のケアの充実を図るため、全額国庫負担の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を実施。	3,014,680		【第 1 次補正】
		351,156		【第 3 次補正】
厚生労働省	相談が多数寄せられることが予想される県（岩手県、宮城県、福島県）のメンタルヘルス対策支援センターの相談員を増員し、メンタルヘルス対策に関する総合相談、訪問支援等を実施（「メンタルヘルス対策支援センター」を契約変更して実施）。	18,597		【第 1 次補正】

府省名	施策の実施状況	平成 23 年度 補正予算		備考
		予算額	備考	
	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」にメール相談コーナーを設置し、専門家がメール相談に対応（「メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」事業」を契約変更して実施）。	6,930		【第1次補正】
	児童福祉に関わる専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、避難所等の被災児童が生活する場において相談・援助を行い、被災前の生活や心理状態を取り戻すための支援を実施（安心こども基金の積み増し）。	2,719,800		【第1次補正】
	被災地において継続的に心のケア及び精神医療を行うチームを配置し、被災者の精神保健面での支援を実施。	2,833,000		【第3次補正】
	ハローワークの住居・生活支援アドバイザーが住居・生活にお困りの求職者に対して総合相談を行い、心の健康や多重債務等の関係機関への誘導。	220,736		【第1次補正】
農林水産省	農村地域の高齢者、女性等の活動促進のための、高齢者等地域住民活動・生活支援促進施設等の整備への支援を実施。	1,100,000	内数	【第3次補正】
	高齢者等の生きがい発揮に資する特用林産物生産基盤整備等を推進。	7,147,676	内数	【第4次補正】
	仮設住宅入居者等が利用できる農園において、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組の支援を実施。	83,952	内数	【第3次補正】
経済産業省	再チャレンジする企業家の事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者の再挑戦を支援する「再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）制度」を実施。	400,000		【第2次補正】
	47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、中小企業における事業の再生に関する相談から再生計画の策定支援まで対応。	3,023,299		【第2次補正】
		4,499,971		【第3次補正】
	引き続き、各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」（全国48か所）において、中小企業からの取引に関する各種相談に対応。	195,000		【第3次補正】
国土交通省	引き続き、歩いていける身近な都市公園の整備等を推進。	-13,884		【第1次補正】
		12,105		【第3次補正】
合計	5府省 11 施策	20,981,390		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成 23 年度補正予算」欄は、平成 23 年度補正予算において予算計上されている施策について、「予算額」欄に予算額を記載している。

なお、予算計上されている事業のうち一部の施策として実施しており、当該施策のみの金額が不明である場合は、「備考」欄に「内数」と記載し、予算額の合計には計上していない。

3 「備考」欄には、各施策に係る予算等に関する補足的な説明事項等を記載している。

4 「合計」欄の 5 府省 11 施策には、予算額の合計に計上していないものは含まない。

表1-(2)-⑨-i 自殺予防対策に関する予算額と陸上交通安全対策に関する予算額
(単位：百万円)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自殺予防対策に関する予算額	14,058	14,964
陸上交通安全対策に関する予算額	309,991	297,940

- (注) 1 内閣府の資料及び当省の調査結果による。
- 2 「自殺予防対策に関する予算額」欄の金額は、平成 22 年度及び 23 年度の予算額は、「平成 23 年度自殺対策関係予算額(案)について」(平成 23 年 1 月内閣府自殺対策推進室)及び「平成 23 年版自殺対策白書」において「自殺総合対策大綱における施策の実施状況」に掲記されている自殺予防対策に係る施策に係る予算額(当省の調査結果)の合計額である。
 なお、各府省が実施する事業のうちの一部が自殺予防対策に係る施策であり、当該施策のみの予算額を把握することができない場合には、当該事業全体の予算額は合計額には計上していない。
- 3 自殺予防対策に関する予算額については、平成 23 年度は、本表に記載したもののほか、震災関連予算等として 209 億 8,139 万円が補正予算で計上されている。

表1-(2)-⑨-ii 自殺者数及び道路交通事故死者数
(単位：人)

年	自殺者数及び道路交通事故死者数	
平成 22 年	自殺者数	31,690
	道路交通事故死者数	4,863
平成 23 年	自殺者数	30,651
	道路交通事故死者数	4,612

- (注) 1 内閣府及び警察庁の資料に基づき当省が作成した。
- 2 「平成 23 年」の「自殺者数」欄の数値は、警察庁が公表している暫定値である。

表1-(2)-⑩ 「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会報告書」(平成 20 年 3 月) <抜粋>

<p>2 自殺未遂者のケアに関して</p> <p>(1) 自殺未遂者のケアの現状と課題</p> <p>ア 自殺未遂者の実態</p> <p>自殺者の 4 割近くに過去の自殺未遂歴があり、また、救命救急センター等で入院に至った自殺企図例のうち、42%に過去の自殺企図歴があるという報告がある。さらに、自殺未遂者や自傷患者の 3~12%が、その後に自殺したという報告や、<u>自殺未遂者は自殺者の少なくとも 10 倍存在する</u>という報告から、自殺未遂者のケアに取り組むことは自殺予防を図るために、重要なことである。</p>

- (注) 下線は当省が付した。

表1-(2)-⑪-i 「自殺対策推進会議の開催について」(平成20年1月31日自殺総合対策会議決定、平成23年5月30日最終改正)

1. 趣旨

自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定)に基づき、施策の実施状況の評価並びにこれを踏まえた施策の見直し及び改善等についての検討に民間有識者等の意見を反映させるため、自殺対策推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

2. 構成等

- (1) 推進会議は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、内閣府特命担当大臣(自殺対策)は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- (2) 推進会議は、内閣府特命担当大臣(自殺対策)が召集する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 推進会議における議事の公表

座長は、推進会議の終了後、速やかに、当該推進会議の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間を経過した後に、当該推進会議の議事録を作成し、推進会議に諮った上で、これを公表する。

4. 意見の取扱い等

推進会議における意見は、内閣府において整理し、必要に応じ自殺総合対策会議に報告する。

5. 庶務

推進会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府自殺対策推進室において処理する。

6. その他

前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣(自殺対策)が定める。

(別紙)

- 足立 勇人 日本弁護士連合会前副会長
- 五十嵐 千代 東京工科大学医療保健学部産業保健実践研究センター長、同大学同学部看護学科准教授
- 市川 佳子 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
- 斎藤 友紀雄 (社)日本いのちの電話連盟理事、日本自殺予防学会理事長
- 坂元 昇 全国衛生部長会副会長、川崎市健康福祉局医務監
- 清水 康之 NPO法人ライフリンク代表
- 杉本 脩子 NPO法人全国自死遺族総合支援センター代表
- 高橋 信雄 JFEスチール(株)安全衛生部主幹
- 高橋 祥友 防衛医科大学校教授
- (座長) 樋口 輝彦 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター総長
- 三上 裕司 日本医師会常任理事
- 南 砂 読売新聞東京本社編集委員
- 向笠 章子 福岡県スクールカウンセラー、臨床心理士
- 本橋 豊 秋田大学医学部長
- 渡辺 洋一郎 渡辺クリニック院長、(社)大阪精神科診療所協会会長

<オブザーバー>

内閣府自殺対策推進室参事官

内閣府経済社会総合研究所総務部長

警察庁生活安全局生活安全企画課長

金融庁総務企画局政策課長

消費者庁政策調整課長

総務省大臣官房企画課長

法務省大臣官房参事官（総合調整担当）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

経済産業省中小企業庁小規模企業政策室長

国土交通省総合政策局安心生活政策課長

自殺予防総合対策センター長

表 1 - (2) - ⑪ - ii 「自殺対策推進会議」の開催状況

年度	開催回数	開催日	議題
19	第 1 回	平 20. 2. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の自殺の状況について ○ 平成 20 年度自殺対策関係予算案等のポイント
20	第 2 回	平 20. 4. 11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の自殺の状況 ○ 都道府県・政令指定都市の自殺対策への取組状況 ○ 第 1 回会議における委員意見に対する各省庁の対応状況
	第 3 回	平 20. 5. 22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 硫化水素による自殺の防止について ○ 自殺総合対策として追加を検討すべき課題について
	第 4 回	平 20. 6. 19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 19 年の自殺者数について ○ 硫化水素自殺に対するこれまでの対応について ○ 自殺総合対策として追加を検討すべき課題について ○ その他
	第 5 回	平 20. 9. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺総合対策大綱のフォローアップ及び見直し（素案）について ○ 今後議論すべきテーマについて ○ その他
	第 6 回	平 21. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策加速化プラン及び平成 21 年度自殺対策関係予算（案）について ○ 現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進等について ○ 民間団体関係者からの意見聴取等について ○ その他
	21	第 7 回	平 21. 4. 24
第 8 回		平 21. 10. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態を踏まえた自殺対策の推進について <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における自殺の基礎資料 ・ 自殺予防のための介入ポイント ○ 自死遺族からのヒアリング ○ その他
第 9 回		平 22. 1. 28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年度自殺対策関係予算案について ○ 平成 21 年度自殺対策白書について ○ 「自殺対策 100 日プラン」について ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺防止・うつ病等対策プロジェクトチームの設置について（厚生労働省より報告） ・ 平成 22 年度診療報酬改定に係る検討状況について（厚生労働省より報告）
22	第 10 回	平 22. 6. 22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年版自殺対策白書について ○ 地域自殺対策緊急強化事業及び地域における自殺の基礎資料について ○ 今後の自殺対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定及び自殺対策強化月間について ・ 厚生労働省自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム報告 ・ 金融庁より改正貸金業法の本格施行について
23	第 11 回	平 23. 6. 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の自殺対策の動向について <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺対策タスクフォースの設置について ・ 自殺対策に係る啓発活動の実施について ・ 平成 23 年度自殺対策関係予算等について ○ 自殺者数の推移について ○ 自殺対策推進会議の当面の進め方について
	第 12 回	平 23. 6. 16	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺者数の推移について ○ 自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について
	第 13 回	平 23. 7. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の自殺対策の動きについて ○ 自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について
	第 14 回	平 23. 7. 29	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺総合対策大綱に基づく諸施策について
	第 15 回	平 24. 1. 23	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の自殺対策の推進状況について

(注) 内閣府の公表資料に基づき当省が作成した。

表 1 - (2) - ⑫ - i 「自殺予防総合対策センター設置要綱」 <抜粋>

(目的)

第 1 条 自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援するため、独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所の内部組織について、この設置要綱の定めにより、自殺予防対策推進に資する機関を設置する。

(自殺予防総合対策センター)

第 2 条 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所の内部組織として、自殺予防総合対策センターを置く。

(自殺予防総合対策センターの業務)

第 3 条 自殺予防総合対策センターは、自殺予防対策の推進に関し、次の業務をつかさどる。

- (1) 自殺予防対策に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (2) 自殺予防対策支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 自殺の実態分析等に関すること。
- (4) 自殺の背景となる精神疾患等の調査・研究に関すること。
- (5) 自殺予防対策等の研修に関すること。
- (6) 自殺未遂者のケアの調査・研究に関すること。
- (7) 自殺遺族等のケアの調査・研究に関すること。

(自殺予防総合対策センター長)

第 4 条 自殺予防総合対策センターに、センター長および副センター長を置く。

- 2 自殺予防総合対策センター長は、自殺予防総合対策センターの事務を掌理する。
- 3 自殺予防総合対策センター副センター長は、センター長を補佐する。

(自殺予防総合対策センターに置く室)

第 5 条 自殺予防総合対策センターに、次の 3 室を置く。

- 自殺実態分析室
- 自殺予防対策支援研究室
- 適応障害研究室

(自殺実態分析室)

第 6 条 自殺実態分析室は、第 3 条第 3 号の研究を基盤に自殺予防総合対策センターの業務を行う。

(自殺予防対策支援研究室)

第 7 条 自殺予防対策支援研究室は、第 3 条第 5 号から第 7 号に係る研究を基盤に自殺予防総合対策センターの業務を行う。

(適応障害研究室)

第 8 条 適応障害研究室は、第 3 条第 4 号、第 6 号及び第 7 号の研究を基盤に自殺予防総合対策センターの業務を行う。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ⑫ - ii 「自殺予防総合対策センター」の活動概要（平成 22 年度）

日付	種類	内容等
6 月 28 日	会議	第 1 回メディアカンファレンス
7 月 5 日～6 日	研修	第 1 回心理職自殺予防研修
7 月 27 日	会議	自殺対策ネットワーク協議会
8 月 25 日～26 日	会議	第 4 回自殺対策研究協議会
8 月 25 日～27 日	研修	第 4 回自殺総合対策企画研修
9 月 14 日～15 日	研修	第 1 回精神科医療従事者自殺予防研修
9 月 27 日	会議	第 2 回メディアカンファレンス
10 月 22 日	会議	メディアカンファレンス（愛知）
11 月 8 日～9 日	研修	第 1 回自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修
11 月 30 日	刊行物	「自殺予防総合対策センターブックレットシリーズ第 7 号」刊行
11 月 30 日～12 月 1 日	研修	第 2 回精神科医療従事者自殺予防研修（岡山）
12 月 14 日	会議	第 3 回メディアカンファレンス
2 月 15 日	会議	第 4 回メディアカンファレンス
2 月 28 日	刊行物	「自殺予防総合対策センターブックレットシリーズ第 8 号」刊行
3 月 1 日	会議	自殺対策推進のための関連学会等の意見交換会
3 月 16 日	会議	メディアカンファレンス（秋田）（延期）
3 月	刊行物	「いきるを支える 精神保健と社会的取り組み 相談窓口連携の手引き」刊行

（注） 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター自殺予防総合対策センターの公表資料に基づき当省が作成した。

表 1 - (2) - ⑬ 「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）＜抜粋＞

<p>第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築</p> <p>1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等</p> <p>(2) 重要課題への対応</p> <p>④ 福祉施策や健康対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。 ・ 「がん対策推進基本計画」に基づき、がんの総合的な対策を講ずる。難病対策や肝炎対策を一層推進する。原爆被爆者対策を総合的に推進する。 ・ 薬害再発防止のため、医薬品行政を見直す。 ・ 「自殺総合対策大綱」に基づき、10 年間で自殺率を 20%以上減少させる。また、<u>最近の自殺の動向を踏まえ、同大綱を見直す。</u>

（注） 下線は当省が付した。

表1-(2)-⑭ 「自殺対策加速化プラン」(平成20年10月31日自殺総合対策会議決定) <抜粋>

4. 適切な精神科医療を受けられるようにする

○ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

- ・ うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等について、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、自助活動に対する支援等を行う。
- ・ 思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築により適切な医療機関や相談機関を支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を促進する。

5. 社会的な取組で自殺を防ぐ

○ インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- ・ 硫化水素ガス等第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報について、プロバイダ等が契約約款に基づき削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援を行う。
- ・ 第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応の在り方について、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の見直し等によって明確化を図る等の対策を推進する。
- ・ インターネット上の違法・有害情報の検出を行うための技術開発を推進するとともに、その普及を図る。
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図る。
- ・ 同法に基づきインターネットの適切な利用に関する教育の推進及び啓発活動の推進等に必要な施策を講じる。

9. 推進体制等の充実

○ 国における推進体制

- ・ 特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

○ 地域における連携・協力の確保

- ・ 市町村において自殺対策担当の部局等が設置されるよう、積極的に働きかけることとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ⑮ 「自殺対策緊急戦略チーム」の立ち上げについて」（平成 21 年 11 月 11 日内閣府）

1. 趣旨

現下の厳しい自殺の現状を踏まえ、自殺対策を担当する政務三役と有識者からなる「自殺対策緊急戦略チーム」（以下、「戦略チーム」という。）を立ち上げ、当面、年末に向けて、必要な緊急対策及びその効果的な発信方法等について検討を行うとともに、年明け以降も年度末に向けて、対策の進捗状況の検証及び必要に応じて更なる対策等についての検討を行う。

2. 構成等

(1) 戦略チームは、福島内閣府特命担当大臣、大島内閣府副大臣、泉内閣府大臣政務官及び以下の有識者により構成する。

清水 康之(NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク代表)

本橋 豊(秋田大学医学部長)

(2) 戦略チームの会合には、必要に応じて、その他の有識者、関係府省の担当者等の出席を求めることができる。

※ 第一回会合には、足立勇人氏（日本弁護士連合会副会長）、熊谷直樹氏（東京都福祉保健局障害者施策推進部参事（障害者医療担当））が出席。

表 1-(2)-⑯ 「自殺対策 100 日プラン～年末・年度末に向けた「生きる支援」の緊急的拡充へ～」
 (平成 21 年 11 月 27 日自殺対策緊急戦略チーム) <抜粋>

II. 具体的な対策

1. 自殺が増加する 3 月を「自殺対策強化月間（仮称）」に

(1) 政府が主導的な役割を担いながら、各界にも呼びかけて実施

- ・ 例年、自殺者数が最も多いのは年度末の 3 月である。自殺総合対策会議等において、3 月を「自殺対策強化月間（仮称）」と定め、各府省が関係施策を実施する。
- ・ 政府が主導的な役割を担いながら、各界の代表者にも呼びかけて国民運動として自殺対策の啓発を推し進める。
- ・ 地方公共団体においても、毎年 3 月に重点的に自殺対策に取り組むよう要請するとともに、キャンペーンへの参加を促す。

(2) 国民運動として自殺対策キャンペーンを展開

- ・ 全ての国民を対象にした、分かりやすく、具体的な自殺対策キャンペーンを実施する。例えば、「睡眠に着目した“お父さん、眠れてる？”キャンペーン（仮称）」「声掛け運動（仮称）」等。
- ・ 報道機関にも連携を呼びかけて自殺対策キャンペーンを重点広報するとともに、適切な自殺報道に資するための「自殺予防・メディア関係者のための手引き（世界保健機関作成）」の周知も図る。
- ・ 自殺対策やうつ関連の図書の特集や相談先を記したリーフレットの配布など、全国の図書館等の公共施設を活用した啓発活動を展開する。

2. 3 月までの 100 日間で実施すべき 4 つの緊急的施策

- (1) 自殺実態（地域別、時期別、危機経路別）に基づく対策の立案
- (2) 失業者や経営者等のハイリスク群を対象とした総合的支援
- (3) 自殺多発地（ハイリスク地）を拠点にした総合的支援
- (4) 支援策を最大限活用するためのツール開発

3. 中期的な視点に立った施策

戦略チームの議論で出された「中期的な視点に立った施策」は次のとおりである。これらについては、今後、「政治主導」で関係府省と調整を進め、一つでも多く実現できるように取り組むこととし、実現できることとなったものについては、政府全体の「行動計画」として、自殺総合対策会議等において正式に決定すべきである。

- (1) 社会全体で自殺対策に取り組む
- (2) 相談・早期対応体制を充実・強化する
- (3) 状況分析や実態解明を進めて効果的な対策を講ずる
- (4) 制度・慣行にまで踏み込んだ対策に向けて検討する
- (5) ハイリスク地・ハイリスク者について重点的に対策を講ずる
- (6) 自殺未遂者のための支援を強化する
- (7) 自殺者の遺族のための支援を強化する
- (8) 推進体制を強化する
- (9) 地域のワンストップ総合相談体制のあり方を検討する

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ⑰ 地域自殺対策緊急強化基金の概要

所管	内閣府自殺対策推進室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
基金の目的	自殺者数が平成 10 年から連続して 3 万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、都道府県に設置する地域における自殺対策を緊急に強化するための基金の造成に必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体や民間団体等の活動を支援することにより、地域における自殺対策力を強化することを目的とする。
基金の概要	都道府県は、国の地域自殺対策緊急強化交付金により地域自殺対策緊急強化基金を造成し、都道府県、市町村及び委託、補助等を受けた民間団体が緊急的に実施する自殺予防対策に係る経費について、基金から取り崩し支出する。
対象事業	都道府県、市町村及び民間団体は、以下の 6 つの事業メニューから地域の実情に応じて選択して実施することができる。 ① 対面型相談支援事業 「包括支援相談」の開催、相談窓口の設置・充実など、相談支援体制の強化を図るための事業 ② 電話相談支援事業 電話番号の共通化、フリーダイヤル設置など心の悩みを抱える人が相談しやすい環境を整備するための事業 ③ 人材養成事業 自殺対策に関わる多様な分野に携わる人材を緊急に養成するための事業 ④ 普及啓発事業 国民一人ひとりの「気づき」「つながり」「見守り」ができるようにするなど広報啓発を強力に実施するための事業 ⑤ 強化モデル事業 自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援、自殺のハイリスク者に対する支援の実施等、地方公共団体が独自に取り組む事業 ⑥ うつ病医療体制強化事業 精神科医とかかりつけ医の連絡会議の開催、かかりつけ医と精神科医との連携体制構築のための事業
実施期間	①～⑤の事業：平成 21 年度～24 年度 ⑥の事業：平成 22 年度及び 23 年度（注 2）
予算額	平成 21 年度補正予算：100 億円 平成 22 年度補正予算：7 億 5,200 万円 平成 23 年度第 3 次補正予算：37 億円
補助率	10 分の 10

(注) 1 内閣府及び厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 ⑥の「うつ病医療体制強化事業」は、厚生労働省の「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」により取りまとめられた「誰もが安心して生きられる、温かい社会づくりを目指して～厚生労働省における自殺・うつ病等への対策～」等において、今後の課題として一般医療と精神科医療の連携強化が挙げられたことから、平成 22 年度補正予算において、基金の中で活用するものとして措置されたものであり、事業実施期間は平成 22 年度及び 23 年度となっている。

表1-(2)-⑱ 地方公共団体における地域自殺対策緊急強化基金を活用した事業の実績額及び計画額（平成21、22年度）

（単位：千円）

区分	平成21年度 （実績）	平成22年度 （計画）	前年度比 （%）	基金を活用又は活用予定の 地方公共団体数
都道府県	950,873	2,422,219	254.7	平成21年度：47 平成22年度：47
うち、民間団体等への 交付額（割合）	146,000 （15.4%）	452,000 （18.7%）	309.6	—
市町村	381,998	1,354,077	354.5	平成21年度：467 平成22年度：1066
合計	1,332,871	3,776,296	283.3	平成21年度：514 平成22年度：1113

- （注）1 「地域自殺対策緊急強化事業実施状況」（平成22年度第2回全国自殺対策主管課長等会議資料）に基づき当省が作成した。
- 2 「平成22年度（計画）」欄には、平成22年9月30日までに都道府県から内閣府自殺対策推進室に提出があった事業計画における交付計画額について記載している。
- 3 市町村から民間団体等への交付額については、内閣府において把握していないため不明である。

表1-(2)-⑱ 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成22年2月5日自殺総合対策会議決定) <抜粋>

1. 社会全体で自殺対策に取り組む

- 「自殺対策強化月間」の設定と普及啓発の推進【関係省庁の協力を得て内閣府】
 - ・ 例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係団体等とも連携して、重点的に広報啓発活動を展開するとともに、関係施策を強力に推進します。
- 地域自殺対策緊急強化基金事業等における先進事例の普及
- 報道関係者に対する普及啓発の促進
- アルコール問題に関する啓発の推進
- 子どもを見守り育てる体制づくりの推進

2. 相談・早期対応体制を充実・強化する

- 地方公共団体における相談支援事業の効果的な実施
- ハローワークにおける心の健康相談等の実施
- 「住居・生活支援アドバイザー」等による相談との連携
- 日本司法支援センター(法テラス)における相談支援の強化
- 中小企業経営者向け相談対応の充実・強化
- 学校教育における児童生徒の心の健康教育の推進
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実
- 相談員向けの「生きる支援マニュアル(仮称)」の作成
- ゲートキーパーの育成、配置の拡充
- 職場における心の健康づくりに関する啓発と相談窓口の紹介
- 民間における「生きる支援」の総合検索サイトの取組の普及

3. 状況分析や実態解明を進めて効果的な対策を講ずる

- 自殺統計データの解析、情報提供等の充実
- 子どもの自殺の実態調査等を踏まえた自殺予防の取組の推進

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ⑳ - i 「自殺対策タスクフォースの設置について」 (平成 22 年 9 月 7 日自殺総合対策会議決定、平成 24 年 3 月 30 日一部改正)

1 我が国における年間の自殺者数が、14 年連続で 3 万人を超えている厳しい状況を踏まえ、平成 24 年中の自殺者数を可能な限り減少させるために、必要な緊急対策の機動的な実施等を行うため、自殺総合対策会議に、平成 25 年 3 月 31 日までの間、自殺対策タスクフォース (以下「TF」という。)を設置する。

2 TF の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

共同座長 内閣府特命担当大臣 (自殺対策)

国家公安委員会委員長

総務大臣

厚生労働大臣

構成員 内閣府副大臣 (自殺対策)

内閣府副大臣 (消費者及び食品安全)

内閣府副大臣 (金融)

総務副大臣

厚生労働副大臣

経済産業副大臣

内閣府大臣政務官 (自殺対策)

総務大臣政務官

文部科学大臣政務官

厚生労働大臣政務官

内閣総理大臣補佐官 (自殺対策)

警察庁次長

3 TF の事務を行うため、TF に事務局を置く。事務局の構成員は、次のとおりとする。

事務局長 内閣府副大臣 (自殺対策)

事務局長代理 内閣府大臣政務官 (自殺対策)

厚生労働大臣政務官

事務局次長 内閣府政策統括官 (共生社会政策担当)

事務局員 内閣府自殺対策推進室員

4 内閣府本府参与 (自殺対策) (以下、「本府参与」という。) が置かれている場合は、3 に掲げる事務局の構成員に加え、本府参与を事務局長代理に充てる。

5 前各項に定めるもののほか、TF の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣 (自殺対策) が定める。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ㊫ - ii 「自殺対策タスクフォース」の開催状況

年度	開催回数	開催日	議題
22	第 1 回	平 22. 9. 7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年内に集中的に実施する自殺対策の取組について ○ 今後の予定
	第 2 回	平 22. 11. 24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員の追加について ○ 平成 22 年の 10 月までの自殺の状況 ○ 「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」（平成 22 年 9 月自殺対策タスクフォース決定）の実施状況について ○ 街頭キャンペーン（12 月 1 日）について ○ 「自殺対策強化月間」（3 月）について ○ その他
	第 3 回	平 23. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構成員の追加について ○ 平成 22 年の自殺の状況 ○ 「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」（平成 22 年 9 月自殺対策タスクフォース決定）の実施結果について ○ 「自殺対策強化月間」（3 月）について ○ その他
23	第 4 回	平 23. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近の自殺の動向について ○ 岩手県からのヒアリング ○ 緊急対応策の検討について
	第 5 回	平 24. 2. 22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年の自殺の状況について ○ 自殺対策強化月間の取組について ○ 東日本大震災関連の取組について

(注) 内閣府の公表資料に基づき当省が作成した。

表 1-(2)-⑳ 「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」(平成 22 年 9 月 7 日自殺対策タスクフォース決定) <抜粋>

1. 相談体制の充実

- (1) 都道府県等が行う心の健康相談へのハローワークの協力・ハローワークの住居・生活支援アドバイザーによる相談機関への誘導【厚生労働省】
- (2) 中小企業経営者向け相談体制の充実【経済産業省】
- (3) 多重債務者向けの相談窓口の整備、強化【金融庁、消費者庁】
- (4) 人権相談の推進【法務省】

2. 全国的な啓発活動の展開、一層の情報提供の強化

- (1) 自殺予防週間(9月10日から16日)を中心とする啓発活動の展開【内閣府】
- (2) 継続的な啓発活動の展開【内閣府】
- (3) 自殺を考えている人への気づきと声掛けを促すメッセージムービーの掲載【内閣府】
- (4) 自殺に関連する統計データの分析、情報提供の拡充【内閣府、警察庁、厚生労働省】
- (5) 自殺対策に資する調査・分析の実施【内閣府】
- (6) 日本司法支援センター(法テラス)による情報提供の拡充【法務省】
- (7) 教師に対する、子どもの自殺予防に関する知識の普及啓発【文部科学省】
- (8) 大学における自殺予防に関する啓発活動【文部科学省】
- (9) 精神疾患に関するウェブサイトの開設【厚生労働省】
- (10) 職場における心の健康づくりの啓発【厚生労働省】
- (11) 関係団体と連携した啓発活動の展開【厚生労働省】
- (12) 鉄道駅等における自殺予防に関する啓発活動【国土交通省】

3. 推進体制の強化等

- (1) 内閣府の機能強化【内閣府】
 - ・ 内閣府自殺対策推進室の体制を強化するため、専属の参事官及び定員の増員を要求する。
 - ・ 内閣府経済社会総合研究所に「分析班」を置き、自殺関連統計データ等を利活用して、必要な分析に取り組んでいく。
- (2) 国家公務員及び地方公務員のメンタルヘルス対策【総務省】

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (2) - ㉒ - i 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームの概要

設置年月日	平成 23 年 1 月 18 日
設置目的	「孤立化」、「無縁社会」、「孤族」といった新たな社会的リスクと隣り合わせになっていく懸念がある中で、こうした日本社会の構造的変化に対応するためには「社会的包摂」という考え方が有効であり、「社会的包摂」の考え方に立ち、お互いに支え合う中で、地域や職場、家庭でのつながりを強め、さらには新たな社会的絆を創造し、老若男女すべての者に「居場所と出番」のある社会を作り出すことが、今日の重要課題であることから、最小不幸社会の実現に向けて、地域や民間の多様な知見を借りつつ、「孤立化」の実態を明らかにするとともに、セーフティネットの強化を含めた社会的包摂を推進するための戦略（「社会的包摂戦略」）策定を目的とする。
構成員	座長：内閣官房副長官 座長代理：内閣府参与 構成員：内閣府大臣官房審議官、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省大臣官房総括審議官、文部科学省大臣官房総括審議官、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長、厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）付参事官
検討課題等	○ 「社会的包摂戦略」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会的孤立」と社会資源の実態を明らかにする。 ・ 社会的包摂を実現するための「緊急政策提言」を行う。 ・ 「社会的包摂戦略」をとりまとめる（2012 年度） ○ 「当面の施策」や「先導的プロジェクト」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「当面取り組むべき施策」や、将来展開を念頭に置いた「先導的なプロジェクト」の実施に取り組む。

（注）内閣府の資料に基づき当省が作成した。

表 1 - (2) - ㉒ - ii 「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム」の開催状況

年度	開催回数	開催日	配布資料等の内容
22	第 1 回	平 23. 1. 18	○ 資料説明、意見交換 ・ 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームメンバー ・ 「一人ひとりを包摂する社会」の構築に向けた課題 ・ 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームの設置について
	第 2 回	平 23. 2. 22	○ プレゼンテーション、意見交換 ・ 「社会的排除／包摂」についての概念的整理 ・ 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームにおけるヒアリング ・ 外国人住民と社会包摂の課題 ・ 多重債務者の救済と滞納税の徴収成果
	第 3 回	平 23. 3. 7	○ プレゼンテーション、意見交換 ・ 非正規雇用問題関連 ・ セーフティネットの課題 地域力と開発力 ・ 当事者と支援者が切り拓くDV被害者支援 ・ インクルーシブ社会の実現を目指して ・ 生活困窮者対策等における税務情報の活用について
	第 4 回	平 23. 3. 24	○ プレゼンテーション、意見交換 ・ 自殺のないまち、自殺に決して至らせない社会を目指して ・ ホームレス支援から見た絆の課題 ・ 母子家庭の仕事とくらし3 概要案 ・ 「支え」と「学び」で希望を～貧困の連鎖を断つとりくみ～ ・ 「経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進について」等
	第 5 回	平 23. 3. 30	○ プレゼンテーション、意見交換 ・ 教育上の不利な立場 (educational disadvantage) と社会的排除 ・ 群馬県発達障害者支援センターの取り組みから ・ 日本で最も社会的排除を受けている子どもたちの現状 ・ 社会的責任に関する円卓会議について
23	第 6 回	平 23. 5. 31	○ 資料説明、意見交換 ・ これまでの取組・検討 ・ 社会的排除の実態に関する調査—調査結果概要— ・ 有識者ヒアリング ・ 社会的包摂政策を進めるための基本的考え方 (骨子、概要、本文) ・ 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームについて
	第 7 回	平 23. 8. 10	○ 資料説明、意見交換 ・ 「社会的包摂政策に関する緊急政策提言 (案)」 ・ 「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」(骨子、概要、本文) ・ 「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(抜粋) ・ 「東日本大震災からの復興の基本方針」(抜粋) ・ 「社会保障・税一体改革成案」(抜粋)

(注) 内閣官房の公表資料に基づき当省が作成した。

表 1 - (2) - ㉓ - i 「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チームの開催について」（平成 23 年 11 月 29 日内閣府特命担当大臣決定）

<p>1. 平成 22 年まで 13 年連続で年間自殺者数が 3 万人を超え、また、平成 23 年も 10 月までの累計の自殺者数が 2 万 6,161 人（平成 23 年 11 月 15 日現在暫定値）に上るなど、我が国の自殺の現状は依然として厳しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、平成 24 年春を目途に策定する新たな自殺総合対策大綱において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体等との協働を一層進めるため、「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」（以下「官民協働特命チーム」という。）を開催する。</p> <p>2. 官民協働特命チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員以外の関係者の出席を求めることができる。</p> <p>（政務三役等）</p> <p>内閣府特命担当大臣（自殺対策）</p> <p>内閣府副大臣（自殺対策）</p> <p>内閣府大臣政務官（自殺対策）</p> <p>内閣総理大臣補佐官（自殺対策）</p> <p>（有識者）</p> <p>大塚 俊弘 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター所長</p> <p>乙武 洋匡 作家</p> <p>佐々木常夫 株式会社東レ経営研究所特別顧問</p> <p>3. 官民協働特命チームは、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が主宰する。</p> <p>4. 官民協働特命チームの庶務は、内閣府自殺対策推進室において処理する。</p> <p>5. 前各項に定めるもののほか、官民協働特命チームの運営に関する事項その他必要な事項は、内閣府特命担当大臣（自殺対策）が定める。</p>

表 1 - (2) - ㉓ - ii 「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」の開催状況

開催回数	開催日	議題
第 1 回	平成 23 年 11 月 29 日	○ 自殺対策推進会議における意見について
第 2 回	平成 23 年 12 月 21 日	○ 日本医師会における自殺対策の取組について
第 3 回	平成 24 年 1 月 26 日	○ 精神保健福祉センターにおける自殺対策の取組について ○ 自殺対策における保健師の活動について
第 4 回	平成 24 年 3 月 27 日	○ 日本弁護士連合会における自殺対策の取組について（ヒアリング） ○ 日本司法書士会連合会における自殺対策の取組について（ヒアリング）
第 5 回	平成 24 年 6 月 4 日	○ 地方公共団体における自殺対策の取組について（ヒアリング） ○ 自殺総合対策大綱の見直しに向けて

（注）内閣府の公表資料に基づき当省が作成した。